

納税の猶予について

市税を一時に納付することができないときは、申請することにより、納税の猶予が認められる場合があります。

猶予期間は、1年以内（財産や収支の状況に応じて、最も早く完納することができる期間）で、原則として猶予期間中の各月に分割納付する必要があります。

区分	要件	申請期限	提出する書類
徴収猶予	①財産について災害（震災、風水害、火災など）を受け、又は盗難にあったとき。 ②納税者又は生計を一にする親族が病気にかかり、又は負傷したとき。 ③事業を廃止し、又は休止したとき。 ④事業について著しい損失を受けたとき。	随時	<ul style="list-style-type: none"> ・徴収猶予申請書 ・災害などの事実を証する書類（罹災証明書、医療費の領収書、廃業届、決算書など） ・財産目録 ・収支明細書 ・担保の提供に関する書類
	⑤本来の納期限から1年以上経過した後に、修正申告などにより納付すべき税額が確定したとき。	納期限まで	
申請による換価の猶予	一時に納付することにより、事業の継続または生活の維持が困難になる場合で、納付に誠実な意思を有するとき。 納期限から6か月以内であること（それ以外の滞納がないこと）。	納期限から6か月以内	<ul style="list-style-type: none"> ・換価の猶予申請書 ・財産目録 ・収支明細書 ・担保の提供に関する書類

・担保を要する場合

猶予を受けようとする金額が100万円を超え、かつ、猶予期間が3か月を超える場合は、担保が必要となります（担保の種類：国債及び地方債、土地、保証人など）。

・猶予が認められると

猶予期間中の延滞金が、軽減されます。
財産の差押えや換価が猶予されます。

・猶予が認められた後に、次のような場合は、猶予が取消されることがあります

分割納付計画のとおり納付がない場合

猶予を受けている市税以外に、新たに市税が滞納となった場合 など

・その他

猶予の要件により提出する書類が異なります。

現在のご状況等をお伺いしますので、まずは収納課にご相談ください。